清和大学短期大学部における研究倫理綱領

令和８年４月１日
理事長裁定

＜前文＞

清和大学短期大学部（以下本学）教職員等は、幼児教育および保育に関する研究協議をとおして、社会に貢献しうる幼児教育者、保育者の養成に務めることを使命としている。

「教職員等」とは、教職員、学生、及び本学の施設・設備を利用し、又は本学に属する共同研究に参加し、若しくは本学の出版物に寄稿する者をいう。この使命の実現に向けた諸活動を支え、幼児教育および保育の発展に寄与することをめざして、本綱領を制定する。

＜基本原則＞

第1条　教職員は、幼児教育及び保育の研究と実践において、そこにかかわるすべての人の基本的人権と尊厳を最大限に尊重し、誠実・公正に行動する。とりわけ、子どもおよびその家族の最善の利益を損なうことがあってはならない。

＜研究・実践の諸活動実施における配慮＞

第2条　教職員は、自らの研究・実践への参加者・協力者および社会に与える影響に十分配慮する。

第3条　教職員は、研究・実践への参加者・協力者の人権を尊重し、誠実な説明を行い、同意・了解を得ることを原則とする。

第4条　教職員は、研究・実践への参加者・協力者のプライバシーの保護に努め、諸活動をとおして知り得た情報を適切に管理する。

第5条　教職員は、他者によるこれまでの諸成果に敬意を払い、正当に評価し、その知的財産権に配慮する。同時に、自らの成果を含めた知識・技術の公共性を自覚し、社会・文化の発展に寄与するよう努める。

第6条　教職員は、研究・実践の諸活動において、人種、国籍、民族、性、地位、思想、宗教等によって差別をすることなく、個人の自由と人格を尊重する。

＜研究成果の公表にともなう責任＞

第7条　教職員は、幼児教育および保育の研究と実践に対する社会からの信頼と負託に応え、研究成果の積極的な公表に務める。

第8条　教職員は、成果の公表に際し、あらかじめ活動への参加者・協力者の同意・了解を得ることを原則とする。また、共同研究者がいる場合には、その権利に配慮する。

第9条　教職員は、成果の公表に際し、虚偽や誇張、剽窃等のないよう十分留意し、引用・参照のルールを守るとともに、自らの成果が広く吟味・検証されるよう努める。

＜自律的な行動規範への努力＞

第10条　教職員は、本綱領の趣旨を理解し、自律した行動をとるために自己研鑽に努める。

第11条　本学は、本綱領の周知に努め、理解と実行へ向けた研鑽の機会を設ける。

＜抵触疑義への対応＞

第12条　教職員および本学は、本綱領に則り諸活動を行う。万一本綱領に抵触する疑義がもたれる事態が生じ、申し立てがなされた場合には、「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」に則り対応することとする。

附則

本綱領は令和８年４月１日より施行する。